



月刊税理士事務所チャンネル

# CHANNEL

2018  
**3**  
No.439

シリーズ企画

## 「遺言執行者」の実務と留意点 ..... 6

事務所訪問  
松丸会計事務所 ..... 2

エヌエヌ生命の新商品を活用した  
顧問先のリスクマネジメント強化 ..... 5

東京会企画①  
東京近郊の都市農業の実態 ..... 10

東京会企画②  
MJSシステム徹底活用事例 ..... 12

会計事務所・顧問先向け  
MJSソリューションの紹介 ..... 13

ミロク会計人会からのお知らせ  
& MJSからのお知らせ ..... 14

ミロクシステムQ&A  
『所得税確定申告書』 ..... 15

リレーエッセイ  
東京ミロク会計人会 川原 敏 ..... 19

今月の表紙: 梅の花咲く湯島天満宮  
場所: 東京都文京区

日本の未来—  
企業を支える

 ミロク会計人会



## 事務所 訪問

# 簿記学校や他士業をはじめとする 広範なネットワークで顧問先を支援

学生時代より大原簿記学校の講師を務め、日本有数の大手会計事務所での勤務を経て20代後半で独立を果たした松丸 隆一先生。以後、約30年にわたって広範なネットワークを駆使して、顧問先企業からの税務・会計・財務面にとどまらない「よろず相談」に対応してきました。早速、これまでの歩みや展望を松丸先生に伺いました。

### 簿記学校講師と大手会計事務所勤務を経て独立

——今年で30周年を迎えられるとのこと、おめでとうございます。まずは事務所の開業に至るまでの経緯をお聞かせください。  
**松丸 隆一 所長（以下、敬称略）**

私は高校生の頃から税理士を目指していたので、大学に進学してからは法学部で学びつつ、東京・水道橋の大原簿記学校に通っていました。同校では、伝統的に受講生が講師に抜擢されるケースが多く、私にも大学4年生の夏、「講師をやってみないか」と声が掛かりました。これ

を受けて同校の講師になったことが、私の人生のターニングポイントになりました。当時はまだ21歳、税理士試験に2科目合格した段階でしたので、大学への通学と自身の受験勉強、大原簿記学校での講師と、三足のわらじを履いて奮闘しました。受講生はほとんどの方が年上で大学生という身分を悟られないよう苦労したものでした（笑）が、お陰様で翌年には税理士資格を取得することができ、以後、4年間にあたって教鞭を執りました。そして、その中で培った人脈を通じて辻会計事務所（現、辻・本郷税理士法人）に入所す

## The Best Brains Firm MAC 松丸会計事務所

所在地 千葉県柏市南柏1-7-6 サポーレ南柏202  
TEL 04-7141-5039  
FAX 04-7141-5222  
設立 1988年  
職員数 10名  
URL <http://www.e-mac.co.jp>





広いスペースが確保され、ゆったりと働くことができるオフィス

ることができたのです。

——辻・本郷税理士法人といえ  
ば、国内最大の規模・総合力を  
誇る税理士法人ですね。

**松丸** 当時の勢いもすごかった  
です。日本中がバブル景気に沸  
く中、資産税関係などの複雑な  
案件を次々と任せていただき、  
非常に勉強になりました。また、  
全国各地を飛び回って講演をし  
ていた辻<sup>じ</sup>敢先生にかばん持ちと  
してついていき、大原簿記学校  
での講師経験を生かして私自身  
が壇上で話すこともしばしばあ  
りました。こうした経験を3年  
間ほど積んだ後、28歳で独立し

たのです。

——かなり若いうちに独立され  
たのですね。

**松丸** 辻先生には「もう少しう  
ちで勉強してからにしてはどう  
か」と引き止められたのですが、  
若く血気盛んだった私は初志を  
貫いて自分の事務所を開設しま  
した。ちょうど昭和63年の秋、  
消費税の導入と同時期で、税理  
士業界は「消費税セミナーブー  
ム」に沸いていました。辻会計  
事務所には頃に千葉県や東京  
都内の銀行の支店を担当し、バ  
ブル全盛期の税務相談を数多く  
受けていたので、当時のコネク  
ションを通じて私のところにも  
さまざまな業種・業界からセミ  
ナー講師の引き合いがどっと押  
し寄せました。その波に乗って  
顧問先も当初から順調に増え、  
景気が良い時期には毎月のように  
新規案件が加わりました。こ  
のように事務所開設当初から税  
理士として忙しい日々を送るこ  
とができたのは、日本有数の会  
計事務所での勤務経験や大原簿  
記学校の元講師といった経歴が  
プラスに働いたおかげだと思っ  
ています。

## 幅広いネットワークを生かし 「よろず相談」に対応

——顧問先支援に関しては、ど  
のような目標やモットーを掲げ  
たのでしょうか。

**松丸** これまで一貫して「お客  
様から信頼されるよろず相談の  
窓口であること」を目指してき  
ました。現在では税務・会計・  
財務面はもちろんのこと、相続  
問題や遺産分割といった法律問  
題、後継者問題やM&A、不動  
産活用や経営に関する相談など、  
さまざまな相談を受けられるよ  
う心掛けています。  
こうした「よろず相談」に応  
える体制を支えているのが、異  
業種・業界への幅広いネットワ  
ークです。講師を務めた大原簿  
記学校をはじめとして、これま  
で青年会議所や商工会議所、ロ  
ータークラブ、弁護士、弁理  
士、証券会社、不動産会社、銀  
行など多業種にネットワークを  
広げてきました。

自身が顧問先と一緒に先方まで  
寄り添い、直接両者を引き合わ  
せるということですが。顧問先の  
不安や葛藤などを少しでも和ら  
げるのが、私たちの役割だから  
です。こうした姿勢は、確実に  
顧問先の信頼感の醸成につな  
がっており、おかげさまで「困っ  
たときに頼りになる、面倒見の  
いい事務所」と好評であると思  
います。

——ネットワーク作りの一環と  
して、異業種交流のためのゴル  
フコンペも毎年開催していると  
伺いました。

**松丸** 異業種交流会MAC<sup>※</sup>コ  
ンペは、事務所設立3年目の記  
念事業として始めて以来、27回  
を重ねて現在に至っています。  
法人のクライアントと個人の確  
定申告依頼者などに声をかけ、  
当事務所スタッフとともに10月  
の事務所創立記念日に開催する  
もので、参加賞は農家のお客様  
から提供してもらった新米、そ  
の他すべての賞品についても顧  
問先から調達することが慣例で  
す。このゴルフコンペでの出会  
いを機に異業種のお客様同士で  
仕事が始まることもありますし、



異業種交流会MACコンペの様様

当事務所スタッフを紹介する絶  
好の機会にもなっています。

——その他に顧問先支援におい  
て気を配っていること、松丸会  
計事務所ならではの特徴はあり  
ますか。

**松丸** 毎月の初めに全顧問先・  
個人客に「インフォメーション  
ペーパー」を送る取り組みをこ  
の約30年ずっと続けてきました。  
ワンシートで税務・会計に限ら  
ず、その時々旬な情報をお届け  
けるもので、スタッフが毎月  
交代で作成しています。ここ1  
年ほどを振り返ってみても税制  
改正、ふるさと納税、医療費控



「よろず相談の窓口であること」を目指し、事務所運営を続ける松丸 隆一先生

除の見直し、積立NISA、最低賃金改定、マイナポータルの運用開始、IT導入補助金、中小企業の設備投資促進税制と、テーマはさまざまです。じっくり読み込んでもらうというよりは、お客様とのコミュニケーションツールとして活用しています。

### 働き方改革を目指して 業務環境改善や効率化を推進

—— 職員の定着率が高く、勤続年数の長い方が多いそうですね。  
松丸 幸い、熱意ある優秀なスタッフが多く、私を含めて登録税

理士が3名、科目合格者も数名おり、その他パートでも税理士試験合格者の女性が1名、職員が長く働いてくれていることは大変に助かっております。勤続表彰制度を設けていることや、スタッフとの食事を開いたり、11月にはスタッフ全員にシクラメンの鉢をプレゼントするといった気配りをしています。ちなみにシクラメンの花はちょうど翌年3月頃、確定申告による繁忙期頃までは開花し続けており、忙しく疲れたスタッフの心を癒してくれていると思います(笑)。こうした取り組みのおかげか、

事務所開設から現在までで正社員の離職者はわずか数名と、ほとんどのスタッフが長く勤めてくれています。ただ、勤続年数が長いと役割分担や業務領域が各自しつかり定着する分、一人でも辞める人が出ると仕事に大きな穴が開きやすいというデメリットもあります。事実、約10年前、独立して辞めた職員がいた上、ケガが原因で長期間仕事を休まねばならない職員が出たことがあり、その後、数年間は非常に厳しい業務環境をスタッフたちに強いてしまいました。4、5年前に新たに人員を増加することができたので、それ以降は当時の反省からなるべく多くの人員でゆったりと仕事ができるようにしています。

—— 最後に事務所の今後の展望をお聞かせください。

松丸 まだまだ業務環境改善や効率化の余地はありますし、お客様とのやりとりの形も、これからの時代はITの活用でどんどん変わっていきます。そこで今後は新たなシステム導入なども積極的に検討しながら、スタッフ全員がより良い働き方をし

ていけるよう改革に努めたいと思います。  
また、嬉しいニュースとしては昨年11月に息子が公認会計士試験に合格し、この2月から監査法人で働いています。といっても、現時点で「いつか当事務所の後継者に」とレールを敷くようなことはしていません。私自身が身一つで事務所を開いた経験があるからか、「好きなよう

に自分で世界を切り開いてほしい」という思いで見守っています。むしろ息子には、監査法人で独自にどんどん人脈を広げてもらい、いつか独立して当事務所と仕事上で連携できるような存在になってほしいと考えています。  
—— 本日はありがとうございます。ますますの発展をお祈りいたします。

### History & Story

## 税理士までの歩み

松丸先生のご実家は、地元・柏市で創業60年以上の洋品店を営んでいます。先生が子どもの頃、客商売をしている父上から「税金は大事だ」と聞かされたことが、漠然とながら税理士を目指すきっかけとなり、高校生の時には大学での勉強と並行して簿記学校に通うことを決意していたそうです。その後、大学4年生から4年間にわたり大原簿記学校で講師を務め、その間に税理士免許を取得、会計事務所勤務を経て、弱冠28歳で独立開業を果たしました。新松戸に自宅として借りたマンションの一室の6畳一間が最初の事務所でしたが、何度か事務所を移って徐々に規模を拡大、今年で開業30年を迎えます。

# エヌエヌ生命の新品を活用した 顧問先のリスクマネジメント強化

経営者の声から生まれた保険 エマージェンシープラス

ミロク会計人会連合会とエヌエヌ生命保険株式会社（以下、エヌエヌ生命）は、業務提携契約を結んでいます。今回は、昨年12月に同社が新たに発売を開始した、経営者の突然のリスクに備える保険の詳しい内容をご紹介します。

## 経営者のニーズに応える保険

エヌエヌ生命が今回発売した新しい商品「エマージェンシープラス（無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険）」。

は、中小企業の経営者に万が一のことがあった場合に訪れる、突然の事業承継に備えるための新しい定期保険です。中小企業では、事業の運営を

経営者個人に依存しているケースが、中小企業の経営者に万が一のことがあった場合に訪れる、突然の事業承継に備えるための新しい定期保険です。中小企業では、事業の運営を

スが少なくありません。そうすると、経営者に万が一のことがあった場合に、スキル・経験・人脈が引き継がれない、後継者が定まらないなどの理由で、事業が行き詰まってしまいうりリスクがあります。

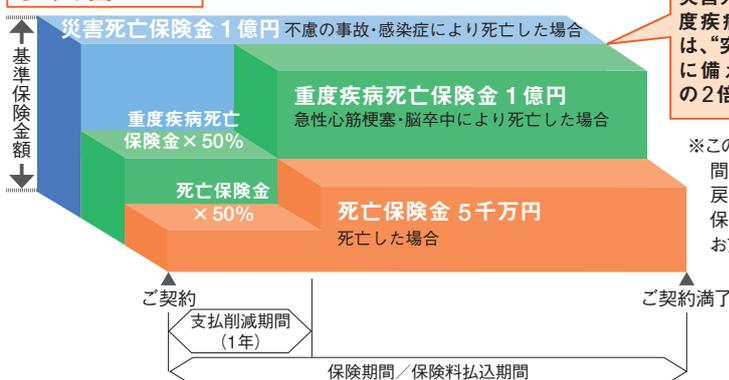
## 最大1億円の保障が告知のみで申込可能

同商品のポイントは、次の通りです。

- ① 経営者の突然のリスクに、最大1億円まで保障
- ② 経営者の万1の場合に必要な事業資金を準備できます
- ③ 申込は3つの告知項目のみ
- ④ 3つの告知事項※に該当しなければお申し込みができます
- ⑤ 保険期間は最短5年～最長90歳まで

是非この機会に代理店登録を  
していただき、顧問先企業様へ  
ご提案ください。

## しくみ図 ※イメージ

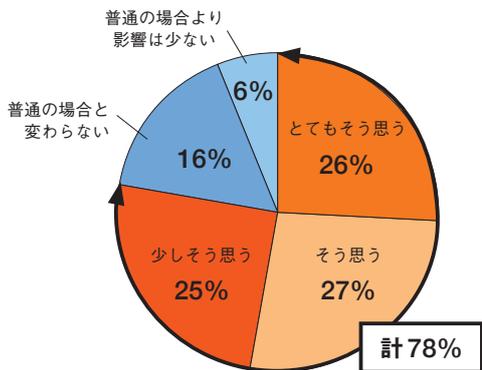


災害死亡保険金・重度疾病死亡保険金は、「突然のリスク」に備え死亡保険金の2倍を保障！

※この保険は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。保険金は重複してお支払いしません。

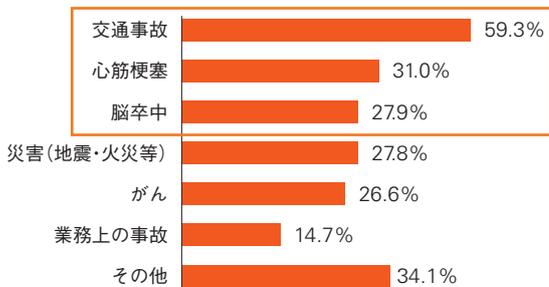
## 突然経営者が急死した場合の会社への影響

もしあなたが急死した場合、あなたの経営する会社が被る影響は、通常の場合に比べて大きくなると思いますか？



## 特に心配している急死の原因

あなたはどのケースで急死した場合のリスクが最も心配ですか？（複数回答）



（注）同社調査をもとに作成（従業員数5名以上300名未満の中小企業経営者1,000名を対象に2017年実施）

3つの保険金を一体化させ、高額の保障を簡便な3つの告知項目で申し込み可能とした仕組みの死亡保障設計は、生命保険業界では初だといえます（2017年12月現在）。まだ代理店登録をされていない先生方

※最近3か月以内の医療機関での診断状況、過去2年以内の入院や手術、過去5年以内に罹患した病気—の3項目

業界初

エマージェンシープラス

# 「遺言執行者」の実務と留意点

遺言書を作成するにあたって、「遺言執行者」を定める方もいます。遺言執行者には、被相続人の家族や知人だけではなく第三者や法人も選任でき、信頼できる士業として、弁護士や司法書士、行政書士、そして税理士が選任される場合もあります。そこで本特集では、税理士の先生が遺言執行者の相談を受けた場合や、実際に選任された際の対応の方法を、「自身も遺言執行者を受任した経験を持つ成田一正先生にご解説いただきます」。



成田 一正 氏  
なりた かずまさ

税理士法人おおたか 特別顧問。公認会計士・税理士・行政書士。事業承継・税務コンサルティング・相続税相談業務に携わり、30年以上の間、経営者に対する税務コンサルティングと資本政策をアドバイス。遺言の執行者や信託、成年後見制度にも精通している。元MJS税経システム研究所客員研究員、本年4月より客員講師。

## 遺言執行者の意義

遺言は大変重要な書類ですが、その内容が実現されなければ意味を持ちません。遺言が効力を生じた後に遺言の内容を実現するためには手続きが必要とされますが、遺言が効力を生じたときには、遺言者は存在しないので、遺言者に代わって遺言内容を実現する者が必要となります。それが「遺言執行者」です。

「遺言執行者とは、遺言を執行する者」であり「遺言の執行とは遺言の内容を実現すること」であり、遺言に基づき移転された権利の実現に関連して必要となる事務を行うこと（事実行為を含む）です。遺言執行者は遺言で書かれた内容を実現する人。多くは遺言で指定された人が就任します。遺言で必ず指定する

必要はありませんが、遺言で定めておいたほうがよいでしょう。

まず相続手続きが円滑に進みます。遺言執行者は相続人の中で反対者がいても、名義変更の手続きを執行者の権限でできます。相続手続きは財産の種類に応じて通常いろいろな添付書類が必要ですが、相続人がそれぞれ手続きをする場合は各人が添付書類を用意する必要があります。外に大変です。その点、遺言執行者が行えば、何をしたらいいのか分からない相続人は大きな手間が省けます。

遺贈を受ける人（受遺者）が相続人と疎遠でも、遺言執行者がいるとスムーズです。筆者が体験したケースではお子様がいまませんでした。先に亡くなった夫の築いた財産を、夫側の親族に戻そうとし、株式等を夫の親

族へ、金銭をご自分の出身親族へと、受遺者は合わせて20名近くになりました。このような場合には受遺者はお互いあまり面識はありませんので、遺言執行者がいると遺産分けがスムーズにいきます。

遺言による遺言執行者の指定がない場合など、遺言執行者がいない、または亡くなったときは、利害関係人（相続人、受遺者、遺言者の債権者等）は、家庭裁判所に遺言執行者選任の審判を申し立て、遺言執行者を選任してもらうことができます（民法1010）。

## 税理士が遺言執行者を依頼されるケース

### 1. 顧問先や以前からのお付き合いがある場合

税理士が遺言執行者を依頼さ

### 2. 相続税の申告から受託する場合

一方で相続税の申告から依頼をされた場合には、過去の背景

をよく承知していないことから、遺言執行者まで引き受けていかは内容を吟味して判断するほうがよいと思われます。初めてのお客様との関係では、相続という感情が絡みますので、相続税の税務代理だけを受任するか、もう一歩踏み込んで遺言執行者まで引き受けるのかを事案ごとに判断することをお勧めします。

**依頼を受ける場合と受けない場合**

### 1. 誰が遺言執行者となるか

遺言執行者は税理士として受任するのではなく、個人または法人として受託することになります（民法1006）。ただし、税理士法人は業務の制限がありますので（税理士法48条の5）、直接受託することはできません。

遺言者は、遺言で遺言執行者を指定すること、または遺言執行者の指定を第三者に委託することができません（民法1006）。なお、遺言以外の方法で遺言執行者を指定することはできず、遺言によらなければなりません。「遺言執行者」との文言が用いられていなくても、遺言執行者の指定であると解釈できる内容であれば足りません。指定する遺言執行者の人数に制限はなく、複数人を指定することも可能ですが（民法1006①）。

また、遺言執行者の欠格事由は、未成年者および破産者のみであり（民法1009）、受遺者や相続人も遺言執行者になれずと解されています。しかし相続人を遺言執行者に指定すると、のちのち他の相続人から異議が出ることも想定されることから、被相続人から信頼されている担当税理士が就任することは、遺言執行の円滑化に資するものです。

## 2. 遺言執行者の就職の承諾・拒否

### （1）承諾・拒否の自由

遺言執行者は、就職（民法の条文上、「就職」との文言が用いられているが、就任と同義である）を承諾することによって、任務を開始します（民法1007）。就職を承諾するか拒否するかは、遺言執行者として指定された者の任意であり、何ら制約も受けません。

### （2）承諾・拒否の方法

通知の方法にも制限はなく、口頭でも足りません。しかし、遺言執行者は、就職の承諾後、直ちにその任務を行わなければならず（民法1007）、他方で相続人らは相続財産の処分等が禁止される（民法1013）ことからすれば、承諾するのか拒否するのか、書面によって明確にしておくことが望ましいといえます。

### （3）承諾・拒否の催告

遺言執行者が就職した場合に、相続人らは相続財産の処分等が禁止されるなど、遺言執行者として指定された者が就職を承諾するか否かは、相続人や受遺者等の利害関係人にとって重要な事柄です。そこで、相続人

その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めて、就職を承諾するか否か確認すべき旨の催告をすることができます。相当期間内に確答がなかったときは、就職を承諾したものとみなされます（民法1008）。

## 遺言執行者が就任後にすべきこと

### 1. 就任通知書の送付

遺言執行の指定を受けた者としてはその地位の重要性に照らして、できる限り速やかに就職の意思の有無を利害関係人に通知するべきです（表1）。通知の相手方としては、相続人、受遺者、その他の利害関係人が挙げられます。

#### （1）相続人

遺言執行者の就任により、相続人は相続財産の処分を禁止されますが、就任を通知しておかないと、遺言執行者がいることを知らずに、相続財産を処分してしまう恐れがあります。従って、当該相続人が遺言書で言及されているか、遺留分を有して

いるかなどに関係なく、相続人に対しては一律に通知すべきです。

### （2）受遺者

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも遺贈の放棄をすることができます（民法986①）、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するとされています（民法990）。受遺者が遺贈を承認するか放棄するかは、遺言

執行にも大きな影響を与えます。

従って、受遺者に対しても、当初から遺言執行者の就任を通知しておき、遺言執行者の職務への理解を得ておくことが望ましいと言えます。

### （3）その他の利害関係人

遺言執行の円滑な遂行のため、相続人、受遺者以外の利害関係人に対しても通知をすることが望ましい場合があります。

表1 遺言執行者就任通知書文例

遺言執行者就任通知書	
亡 鈴木一郎様相続人及び受遺者各位	
拜啓 当職は、遺言者亡鈴木一郎様（本籍 東京都中央区日本橋一丁目1番地、最後の住所 東京都世田谷区松原一丁目〇〇〇）の公正証書遺言により、遺言執行者として指定されましたが、このたびその就任を承諾しましたので、この旨ご通知申し上げます。	
なお、相続財産については調査完了次第、追ってご報告いたします。	
当職は、遺言執行者として、遺言に定められた範囲内で、相続財産の管理と遺言執行に必要な一切の行為を行う権限を有することになります。それに伴い、相続人各位におかれましては、相続財産の処分その他遺言の執行の妨げとなる行為を行うことができなくなりますので、ご承知おき下さい。	
添付書類	
1 平成〇年〇月〇日付公正証書遺言書写し	1通
平成〇年〇月〇日	
東京都中央区日本橋馬喰町〇丁目〇番〇号	
遺言執行者	佐藤太介 《印》
（電話 佐藤太介税理士事務所 03-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）	

## 2. 通知の内容

通知には遺言執行者に就任したことを、明確に記載すべきです。遺言書の写しを添付し、遺言の内容を明らかにすべきです。

ところで、筆者が受任した遺言執行では、相続人の他に受遺者が多くおり、遺言の内容を全て添付することは<sup>はばか</sup>憚られました。そこで、相続人ではない受遺者に対しては合理的な範囲での開示に止めました。どの程度の内容を知らせるかについてはケースにより判断するしかありません。

また、遺言執行者の職務の説明や注意事項も記載しておくことが望ましいと言えます。ただし、相続人が遺言の内容に不満を持っている場合もありますので、表現にも注意を払うべきです。

## 3. 相続財産の管理

遺言執行者は、就任と同時に遺言の内容に従って相続財産に対して管理処分権を有することになりますので、直ちに遺言執行の範囲内で遺言執行の対象た

る相続財産の存否を調査し、必要であるならばその引き渡しを受けて自らの管理下に置いたり、現状を凍結したりするなど相続財産の管理に必要な措置をとらなければなりません。

## 4. 相続財産の目録作成

遺言執行者は、就任後遅滞なく、執行の対象となるべき相続財産の目録を作成して、相続人に対して交付しなければなりません（民法1011①）。

遺言執行者が調査して目録に記載すべき相続財産は、遺言執行の対象となるものであって、物を特定しうる程度であれば足り、その評価額まで記載する必要はないとされています。

## 5. 注意義務

遺言執行者と相続人との間の法律関係については、民法の委任の規定が準用されており（民法1012②）、遺言執行者は、善良な管理者の注意をもって任務を遂行すべき義務（善管注意義務）があります（民法644）。遺言執行者が、善管注意義務を尽くさず相続人に損

害を発生させたときには、損害賠償義務を負います。

## 遺言執行者の報酬

### 1. 遺言に定めがある場合

遺言執行者の報酬について、遺言に定めがある場合は、その定めに従います（民法1018①ただし書）。報酬の支払時期は、遺言執行終了後となります（民法1018②、648②）。

### 2. 遺言に定めがない場合

（1）報酬付与の申立て  
遺言に報酬の定めがない場合には、家庭裁判所に対し報酬付与の審判を申し立てることができ、その審判を申し立てるものとします（民法1018①本文、家事法別表第一105）。

### （2）相続人らとの合意

報酬付与の申立てについて定める民法1018条1項本文は、「家庭裁判所は、（中略）報酬を定めることができる」とするにとどまり、定めなければならぬとされているものではありません。従って、遺言に報酬の定めがない場合にも、報酬付与の申立てによらずに、相続人や受遺

者との合意によって報酬を定めることは差し支えありません。

税理士としては将来受任するかも知れない相続税の申告代理の他には含めず、遺言執行者としての報酬は別途記載しておくべきです。顧問先の公正証書遺言の作成のときに遺言者に対して、遺言執行までの受任を費用も含めて説明し、記載しておくべきです。料率は信託銀行の料率表が一つの参考になります。

## 相続財産の調査結果の報告

### 1. 相続財産目録の作成・交付義務

遺言執行者は、相続財産の調査結果に基づいて、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければなりません（民法1011①）。

### 2. 相続財産目録の記載内容

相続財産目録の内容について、明文の規定はありません。財産目録を作成・交付する趣旨が、遺言執行の対象となる財産、すなわち遺言執行者の管理下に入り、相続人らによる処分が禁止される財産を相続人に知らせる

点にあることからすれば、個々の財産の評価額まで記載する必要はないと考えられます。例えば、不動産は登記簿の表題部に記載されている事項、動産の場合には品名・型番、預貯金は金融機関・支店名・口座番号・預貯金残高によって特定すればよいでしょう（表2）。

遺言執行者は、相続人の請求があるときは、相続人の立会をもって相続財産目録を作成し、または公証人に作成させなければなりません（民法1011②）。

## 信託銀行の「遺言信託」

### 1. 「遺言信託」の実際は遺言執行者

信託銀行は、遺言執行者としての業務を多く受託しています。「遺言信託」などとしていますが、実際の内容は「遺言執行引受承諾業務」が多く、財産に関する遺言書作成の相談から保管、相続手続きの代行まで行い、遺言執行者としての業務がほとんどです。

財産目録(例)	
遺言者亡鈴木一郎相続財産 平成29年12月15日(死亡日)現在 作成者 遺言執行者佐藤太介	
1 不動産	
(1) 土地	東京都世田谷区松原一丁目〇〇〇番 宅地 〇〇〇平方メートル
(2) 建物	同所所在 家屋番号 〇〇〇〇番 木造メッキ鋼板葺2階建 居宅 床面積 1階 〇〇〇平方メートル 2階 〇〇〇平方メートル 附属建物 上記所在
2 現金、預貯金	
現金	〇〇〇〇円
〇〇銀行	〇〇支店 口座番号〇〇〇
普通預金	金〇〇〇円
定期預金	金〇〇〇円
3 有価証券・債権等	
(1) 株式	〇〇〇株式会社(本店 東京都中央区日本橋〇〇町) 普通株式 〇〇〇株
(2) 貸付金	金1000万円 債務者 〇〇〇株式会社(本店 東京都中央区日本橋〇〇町)
4 動産その他家具等一式	
	上記建物に所在する動産他家具等一式(包括的記載) (消極的財産を入れる場合)(注) 借入金 金〇〇〇〇円 〇〇銀行〇〇支店 住宅ローン
<b>【付記事項】</b> 上記の財産目録は、遺言執行者が現在把握している財産内容の明細です。この他に遺言者の財産、債務について管理している相続人がおられました場合、大変お手数をお掛けいたしますが本書到着後、1カ月以内に遺言執行者の上記事務所までご連絡いただくようお願い申し上げます。 遺言者の相続財産については遺言執行者が遺言事務の範囲内で管理、処分権限がございますので、遺言執行者の承諾なく相続財産を処分することはできませんので、この旨ご理解ください。	

(注)債務は、遺言執行の対象にならないのが原則ですが、多額の債務が存在する場合、相続人が相続債務を放棄する利益を保護する目的で財産目録に入れるのが望ましいと思われまます。

## 2. 遺言執行引受予諾業務の手数料および報酬

ある信託銀行では、おおよそ以下のように概算されます。

●相続税評価額1億円の財産額の場合——基本手数料を入れて約2百万円(税込)前後

●相続税評価額5億円の財産額の場合——基本手数料を入れて約5百50万円(税込)前後

(債務控除前) になっているので、相続税評価額は別途相続税申告のために税理士が評価額を算定して提出することになります。大きな問題がなければ顧問税理士が遺言執行者として受任する業務とはあまり変わらないと考えられます。

## 税理士としての遺言執行者の就任

遺言の作成・執行業務は、従来は弁護士のみが行っていた分野でしたが、近時は信託銀行も積極的に力を入れている分野です。税理士の場合、相続人間での争いがあり、相続人各々の別の税理士が算定した相続税申告書を提出するケースもあります。顧問税理士としては関与先との関係もあり、被相続人の相続税申告書だけを提出して終わりというわけにはいきません。お客様は身近にいる税理士先生を頼りとしています。

従って、紛争が生じたケースでは、法律的な解決も合わせてお客様に寄り添っていく必要があります。紛争はできるだけ起きないように、相続争いを減らすためにも税理士は遺言の作成から関わり、場合によっては法律の専門家も交えてスムーズに相続手続きが終了するように事前に対応していくべきです。それには関与先のことをよく知る税理士が遺言執行者まで対応することで、被相続人も安心して

旅立つことができるのではないのでしょうか。

ただし、利益相反の観点から、遺言執行者と相続税の申告代理人とを兼務しないほうがよいと思われる場合もあります。遺言執行者は、相続人全員の代理人とみなされます(民法1015)。ところが、紛争性のある事案では、相続人各々が別々に相続税申告を行うことがあります。このようなケースでは、兼務をせず、遺言執行者に専念する、あるいは、相続税申告に専念した方が利益相反の観点から望ましいことがあるので留意が必要です。



# 東京近郊の都市農業の実態

市街地やその周辺地域で行われる「都市農業」は、消費地に新鮮な農産物を供給する役割だけでなく、身近な農業体験・交流の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎのある緑地空間の提供、貯水機能やヒートアイランド現象の緩和など、多面的な役割を果たしています。政府は数年来、こうした都市農業の振興に注力、遊休農地を活用するビジネスや体験農園も増えています。農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長の水野 秀信氏に、現状と展望を伺いました。

## インタビュー

農林水産省 農村振興局 農村政策部  
都市農村交流課 都市農業室長 水野 秀信氏

体験農園や企業参入など  
活況を呈する都市農業

一昨年5月、政府は都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）に基づく都市農業振興基本計画を策定、閣議決定されました。その中で大きかったのは、従来は「宅地化すべきもの」とされてきた「都市農地」が都市に「あるべきもの」と明確に捉えられたことです。民意としても、バブル全盛期には都市農地は宅地化予備軍というイメージだったのが、当省による「都市農業に関する意向調査」（三大都

市圏特定市の都市住民20000人を対象に平成28年5月に実施）では、いまや「保全すべき」が約74%に。現在、市街化区域内に営農が義務付けられた生産緑地は1・3万haありますが、これを活用・保全していかうという機運が高まっています。こうした中、農業に携わりたいていう都市住民のニーズに込えているのが「体験農園」です。農家が第三者に農地を貸すのではなく、園主となって農業体験者を指導するというもので、練馬区発祥のスタイルです。田舎への移住・就農はハードルが高

いですが、体験農園なら身近なところで5〜8万円程度で30㎡ほどの農地を利用することができ、区によっては補助金も出ます。素人でもプロから指導を受けてしっかりした野菜を作ることができ、子どもの情操教育にもなるので、都内でも比較的農地の多い練馬区や世田谷区を中心に若いファミリー層の利用が増えているようです。また、

（株）アグリメディア（東京都新宿区）や（株）マイファーム（東京都港区）など、遊休農地を活用した貸農園事業を展開している企業の存在も、都市農業振興に貢献しています。

生産緑地の貸借を  
円滑化するための新法を提出

一方、当省では現在、生産緑

地の有効活用に向けた施策の構築に取り組んでいます。生産緑地の所有者が高齢化しているなか、その農地を活用するために、意欲ある都市農業者に農地を貸し付けて営農を促すことが重要です。しかし現在の制度では、生産緑地を貸し付ける場合には、農地法の「法定更新」という耕作者保護の規定が適用されることと、生産緑地に適用されている相続税納税猶予措置が

貸借すると打ち切りになってしまふという2つの課題があり、なかなか貸借が進まないのが現状です。こうした状況において、昨年末に閣議決定された「平成30年度法制改正の大綱」で、平成30年通常国会に提出した「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（以下「新法」）に基づいて生産緑地を貸借する場合には、相続税納税猶予が継続する措置が認められたところです。これにより、農村地域の一般農地で講じられている政策貸付けの措置と同様の措置が生産緑地においても講じられたことになりました。また、この新法では、生産

緑地を借り受けようとする者が市区町村の認定を受ければ、農地法の「法定更新」の規定が適用されず「定期貸借」が可能となります。

生産緑地には、2022年問題といわれる課題があります。全国の生産緑地の約8割が2022年に指定から30年を迎え、市区町村への買取申出が可能となり、宅地化が加速してしまふのではないかと懸念されているのです。これについては、国土交通省が昨年の通常国会において生産緑地法を改正し、30年経過後も生産緑地として維持したい場合には、10年ごとの延長を可能とする特定生産緑地制度が創設されました。加えて、前出の新法によって定期貸借が可能となれば、後継者がいないために買取申出を行おうとする人の抑止にも貢献すると思います。生産緑地を中心とした都市農業の振興は今まさに大きな節目を迎えており、当省としては、国土交通省と連携して施策の充実に努めていきたいと考えています。

## 事例1..練馬区大泉町

白石農園

## 白石好孝氏

白石好孝氏が経営する体験農園「大泉風のがっこう」の仕組みは、一言でいえば農業の「カルチャースクール」。1区画30㎡の畑や農具、種子、肥料といった教材が一通り揃っており、園主である白石氏の指導の下で1年間農業を営むことができます。利用料は年間5万円、「春先から3週間に2回程度の講習会と、週1回程度の就学作業を通して、夏野菜と秋冬野菜計32種類の植え付けと収穫を1年間で体験する」というのが大まかなスケジュール。収穫物はもちろんすべて持って帰ってそれぞれ自家消費できます。「収穫や食事の喜びはもちろん大きいですが、体験農園はそのとき限りのイベントではありません。季節ごとの作業や台風、霜などのリスクも含めて、農家の1年のサイクルを小規模に体験し、営みとしての農業そのものに触れられるのが特色です」と白石氏。開園当初は団塊世代や仕事をリタイアした人たちの利用が多かったそうですが、最近では30〜40代やファミリーでの利用も増えているといいます。

今後、新法成立などで生産緑地の



白石氏は1.4haの農園のうち0.6haを体験農園用地とし、20年以上にわたって数多くの都市住民を受け入れてきました。現在の契約数は137区画で、常時約200名が出入りしているそうです

貸借が円滑化される見通しについて、白石氏は「不動産業者などが一代限りのビジネスで農地貸借することで、後の代に農地が引き継がれないケースが増えるのではないかと懸念しています。そして「代々農業を継続していくためには、誇りや生きがいがないと成りません」とも。白石氏が言うように、貸し主が税金対策のために農地を維持したり、駐車場を貸すようなイメージで貸農園をやっているのは、都市農業は縮小してしまっている。そういう点では、農地保全に資するような制度面での規制が必要になるのかもしれない。

## 事例2..世田谷区瀬田

## 大塚信美氏

大塚信美氏は、江戸時代から続く農家の10代目。60アールの農地で農業を営み、収穫物は農園で直売するほか、市場に出荷しています。もっとも力を入れているのが「大蔵大根」。かつて世田谷区でポピュラーな品



就農から48年、「代々受け継がれてきた農業人としての精神が、自分の中にも息づいている」と話す大塚氏。大蔵大根とともに

種だったそうですが、1960年代頃により育てやすい青首大根が台頭したことで一気に廃れ、幻の品種となってしまったそうです。時を経て1997年、「都市住民の心に訴えかけるような付加価値の高い地場作物」と世田谷区がテコ入れし、区内複数の農家で大蔵大根が復活。「青首大根に比べて水分が少なく、煮崩れしにくいので煮物に最適。甘みも強く味わい深い」と大ヒット商品になりました。とはいえこれはF1品種（1代雑種）だったので、大塚氏はより高付加価値な野菜を目指して原種を探し、ついにこだわりの種苗メーカーでその原種を発見。「約8年前から栽培に取り組んだのですが、現代においては誰も手掛けたことの

ない原種を安定生産できるようにするまでには試行錯誤の連続でした」と振り返ります。こうした苦労を経て現在、大塚氏が手掛ける原種の大蔵大根は、市場でも高い品質の地場作物として定着しています。

もちろん、他にも春夏秋冬さまざまな野菜を育てており、いずれも「鮮度と旨み、栄養価100%」がウリ。これらを庭先で直売するのが「都市農業の醍醐味」だといいます。「地元住民や遠方からのリピーターさんが大勢集まって、さまざまな嬉しい感想を聞かせてくれるので、自分が育てた野菜の力を実感できる」と大塚氏。消費地の近くで営める都市農業のアドバンテージは、農業の喜びにも直結しているのです。

# MJSシステム徹底活用事例

— MJSシステムを巧みに活用されているアルメリア税理士法人を訪問し、代表社員の長谷川次郎先生に具体的な活用方法について伺いました。



長谷川 次郎 先生

**DATA**  
**アルメリア税理士法人**  
 千葉県千葉市中央区  
 弁天 1-16-9 T-FORT アネックス1F  
 TEL:043-206-2460  
 URL:http://www.armeria-tax.jp

— どのような経緯でMJSシステムを導入することになったのですか。

長谷川 次郎代表社員（以下、敬称略） 以前勤務していた税理士事務所がMJSシステムを使っていたこともあって、独立時に私も使い慣れていたのでMJSシステムを導入することにしましたのです。

「事務所管理」というシステムが搭載されていますが、この機能をどのように活用されていますか。

長谷川 事務所管理システムには「オフィス・マネージャー」「顧問先管理」「業務日報」「報酬請求管理」といった機能が備わっていますが、当事務所では顧問先管理と報酬請求管理の2つを主に活用しています。

— それぞれどのように活用されていますか。

長谷川 顧問先管理の機能は顧問先情報を一元管理できるだけでなく、情報共有という点でも有用です。実際、この機能を活用する前は担当者が顧問先の資料を抱え込んでしまい、個別の情報がブックボックス化してしまいがちでしたが、顧問

先管理機能に情報を集約していくことで所内の情報共有が進み、担当者が不在の際にも適宜、問い合わせに対応することができるようになりました。また、顧問先情報の中には税務調査の履歴なども記入することができ、調査が入った時などにすぐに参照することもできます。

また、発送書類管理という機能では、役所や顧問先に提出する申告書類や申請・届出書類の提出日を一元管理できるので、書類の提出漏れなどのミスを軽減できます。特に電子申告に関しては、電子申告システムと自動的に連動しているため、いちいち入力しなくても進捗状況などをすべて把握することができますので助かっています。欲を言えば紙の書類に関しても、スキャンするだけで顧問先管理機能にその情報が連動されるように

— 報酬請求管理についてはいかがでしょうか。

長谷川 報酬請求管理は顧問先情報をもとに請求書を発行したり、入金や未回収残高、源泉税の管理などを行う機能です。当事務所では入金管理についてはあまり使用していませんが、請求書をどこに送付したかを確認したり、未回収残高をチェックしたりする際に役立っています。

— ACELINK NX-Proだけでなく、「バックアップシステム」(MJSが自動的にシステムやデータのバックアップをとるサービス)を導入されたそうですが、その意図についてお聞かせください。

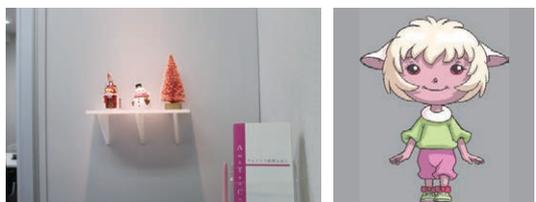
長谷川 かつてメインのサーバーが繁忙期にクラッシュして、復旧に時間がかかった経験があり、同じ轍を踏まないため、バックアップシステムを導入しました。

バックアップシステムを導入しました。とはいっても、まずは事務所内の体制を整備するのが肝心ですから、現在は2台のバックアップ用を含めサーバーを4台設置し、それぞれ毎日、バックアップをとるようにしています。そのため、仮に以前と同じようにメインサーバーが突然クラッシュしても、すぐに業務を再開することができます。

— MJSシステムを活用する上で心掛けていることはありますか。

長谷川 所内に情報システム管理者を設け、他の職員は管理者の指導を受けてシステムを活用するようにしています。そうすることで、顧問先管理機能への入力方法などを統一化し、職員全員がスムーズにシステムを使えるようにしています。もちろん、情報システム管理者はシステムに関する情報収集にも取り組んでおり、随時、職員とそれらの情報を共有するようにしています。

— MJSシステムの活用方法がよく分かりました。本日はありがとうございました。



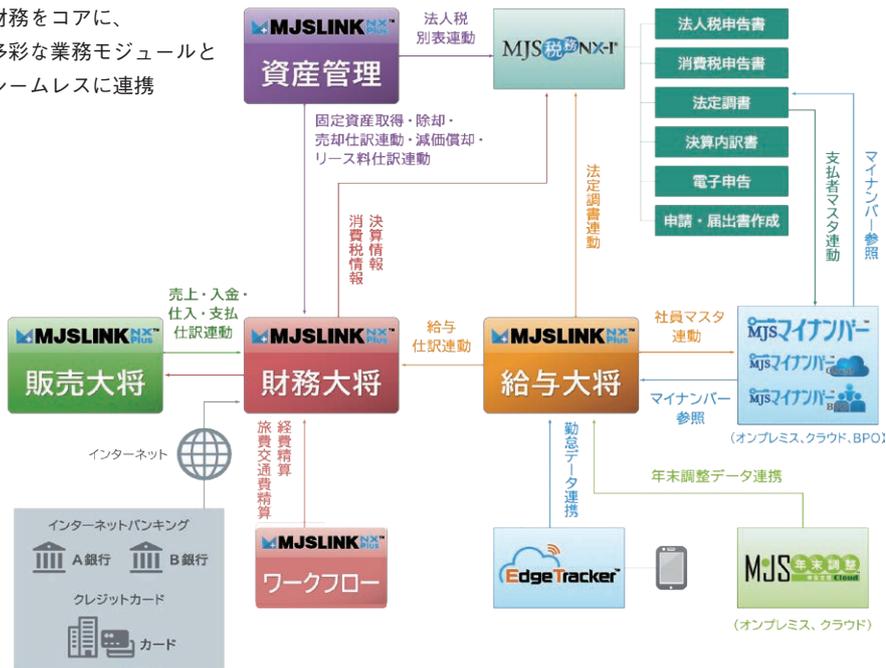
季節感のある事務所のエントランスや、オリジナルのキャラクター「アルメリア」(右)。温かみを感じさせてくれます

## 「ACELINK NX-Pro」事務所管理システムのラインアップ

ファイリング	電子文書管理、外部ファイル取込など
業務日報	日報入力、実績・推移表など
業務進捗管理	月次監査、法人決算・申告など
報酬請求管理	請求処理、入金管理など
顧問先管理	業務処理簿、関与先名簿など
オフィス・マネージャー	スケジュール、対応履歴など

■ MJSLINK NX-Plusのモジュール構成

財務をコアに、  
多彩な業務モジュールと  
シームレスに連携



【今月のソリューション】「MJSLINK NX-Plus」「Edge Tracker」

# MJSLINK NX-Plusの紹介

会計事務所・顧問先向け

MJSLINKは多彩な製品・サービスを提供しています。本コーナーでは、その中でも会計事務所  
の先生方にぜひ知っていただきたいソリューションを厳選してご紹介します。

### 独自の技術で 取引明細データを取得

MJSLINKは昨年10月、顧問先企業向けのシステム「MJSLINK NX-Plus（エムジェイエスリンク エヌエックスプラス）」と、クラウドサービス「Edge Tracker（エッジトラッカー）」を発売しました。

「MJSLINK NX-Plus」は中堅・中小企業を主なターゲットとし、さまざまな業種・業態において企業の経営改善や業務効率の向上を実現するERPシステムです。財務・税務をはじめとした多彩な業務モジュール、豊富なオプションシステムで企業のニーズに応えます。さらに本製品には、独自の技術により金融機関やクレジット会社から取引明細データを取得し仕訳を

便利な機能が組み合わせ自由!

**勤怠管理**

**給与明細参照**  
 「年末調整入力」  
 coming soon!

マスタやデータをERPと連携可能

作成する機能、経費精算や出勤などの入力データが仕訳や勤怠と連携する機能などが備わっており、ユーザーのさらなる業務効率の向上を支援します。

いつでもどこでも簡単入力

一方、「Edge Tracker」は、勤怠の入力や管理、また給与明細参照を、いつでも、どこでも行えるという従業員向けのクラウドサービスです。

本サービスは企業を対象とし、スマートフォンやタブレット端末などのマルチデバイスに対応しています。今後「年末調整入力」などの機能も追加される予定で、「勤怠管理」「給与明細参照」も併せた中から単独または組み合わせでの利用が可能となります。中でも勤怠管理は外出先からもスマートフォンなどで



で入力可能なので、「直行直帰」することの多い従業員や、在宅勤務をする従業員の勤務時間も適切に管理することができます。多様な働き方の実現を支援することで、「働き方改革」推進の一助を担います。クラウドツールなので導入の手間がかからず、すぐに利用を開始できます。

本システムの導入によって、従業員の業務の効率化を推進すると同時に、各サービスから取り込んだデータを「MJSLINK NX-Plus」などと連携させ、ビジネスのさらなる効率化とスピーディーな経営情報の活用をサポートします。

3月中旬より、顧問先紹介のフレンドシップキャンペーンがスタートします。この機会に、ぜひ顧問先様にこの2つのソリューションをご案内ください。

ミロク会計人会ホームページにて統一研修会の基調講演、2つの分科会の視聴コンテンツを配信開始

成功裏に終えた昨年11月の「全国統一研修会 新潟大会」。本大会の基調講演、ならびに第2・第3分科会の内容を音声とスライドを中心に編集した視聴コンテンツを、このたび会員限定でミロク会計人会ホームページに公開しました。

同コンテンツの格納場所は、サイト内の「会計人会オピニオン」もしくは「会員の部屋」の中になります。前者では左のメニュー欄から、「コンテンツ」から探す。内の「視聴コンテンツ」をクリック、もしくは「情報内容から探す」内の「統一研修会」をクリックすると各動画が表示されます。後者では「会員の部屋」内の「会員向け情報」をクリックすると各動画が表示されます。

基調講演は作家の浅田 次郎氏が、第2分科会は石本酒造株式会社 取締役・杜氏の竹内伸一氏が、第3分科会は株式会社新潟放送 代表取締役会長 長 竹石松次氏が、それぞれ講師を務めました。

参加された方は聴講した以外の分科会などを、参加できなかった方は当日の内容をあますことなくご覧いただけます。なお、各動画の公開は本年10月末までとなっております。

また、同ホームページ内にはMJSシステム「ACELINK NX Pro」をさらに活用するための具体的なノウハウを盛り込んだ「オンラインセミナー」も会員限定で公開しています。

各コンテンツ視聴のために必要なログインのIDとパスワードは、事務所単位で発行しています。所内でのスキルアップや職員皆さんの知見を広めるといった際には、視聴コンテンツやオンラインセミナーをご利用ください。



視聴コンテンツの格納先の一つ「会計人会オピニオン」内では、「視聴コンテンツ」もしくは「統一研修会」をクリック



「会員の部屋」内では、「会員向け情報」をクリックすると視聴コンテンツが表示されます

MJSからのお知らせ

東京国立博物館にて開催される特別展「名作誕生―つながる日本美術」の鑑賞券をプレゼント

4月13日から5月27日にかけて東京国立博物館 平成館で開催される、創刊記念『國華』130周年・朝日新聞140周年 特別展「名作誕生―つながる日本美術」の鑑賞券を10組20名様にプレゼントします。

日本美術史上に輝く「名作」たちは、さまざまなたらもって誕生し、受け継がれ、新しい名作の誕生へとつながってきました。

本展覧会では、こうした作品同士の影響関係や共通する社会背景に着目して、鑑真ゆかりの木彫や美麗な普賢菩薩像など仏教美術の白眉から、雪舟、宗達、若冲らの代表作、伊勢物語や源氏物語といった古典文学から生まれた工芸の名品、さらには古画に学んで新たな境地を拓いた近代



重要文化財 仙人掌群鶏図襖(部分) 伊藤若冲筆 江戸時代・18世紀 大阪・西福寺蔵

※当選チケットは応募期限の日から1週間前後でお届けする予定です

洋画まで、地域、時代を超えた名作の数々を、12のテーマで紹介いたします。材質や技法、特徴的な形やモチーフ、形の意味や作ること自体の意味など、出品作品のつながりはさまざまです。選りすぐりの名作が集まることになってみえてくる、名作たちの「つながり」をぜひお楽しみください。

【開催期間】  
本年4月13日(金)～5月27日(日)

【応募方法】

- ・応募期限：本年3月14日(水)
- ・プレゼント数：10名様(20枚)
- ・応募方法：官製はがきかFAXにて、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、希望枚数(お一人様最大2枚まで)を明記の上、以下の宛先までご応募ください。※当日消印有効
- ・応募先：〒160-0004
- ・東京都新宿区四谷4-29-1
- ・MJSビル ミロク情報サービス 社長室 広報・IRグループ
- ・「CHANNEL東京国立博物館」プレゼント係
- ・FAX：0120-369-711
- ・当選発表：お申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。
- ・当選結果はチケットの発送をもって換えさせていただきます。



## 「旅行について」

東京ミロク会計人会

東京都港区 川原 敏



中世の面影を残すブルージュの美しい街並みです

学生時代には歴史の科目は好きだった。因果関係が面白いという知的好奇心よりもっと単純に、過去の人々の息吹を感じ、過去の姿を想像できるからである。旅行も好きである。現代人にはいろいろな旅行の形態がある。リゾート地でゆっくり過ごす。これも結構であるが、私はあえて言うなら遺跡や歴史のサイトが大好き。その理由は、歴史の科目が好きだったことと相通じる。

しかしながら、歴史を体感さ

せてくれる街は多くはない。例えば、東京でも江戸時代からの増上寺の正面に立てばその後ろには近代的な東京タワーがそびえたち、古きの背後に現代を感じずにいられない興奮の瞬間がそこにある。

昨年10月末から11月初旬にかけてベルギーに旅行をした。何気なしに訪ねた街がある。ブルージュというところ。名前から前から知っていた。ベルギーの一都市くらいに思ってたが期待していなかった。

一歩足を踏み入れてみると、びっくりした。見事な架け橋、川、建物、その全てが中世の趣そのものであった。

聞けば北海と水路で結ばれていたブルージュは、12世紀に西ヨーロッパ第一の貿易港となり、中世ヨーロッパの商業の中心地として繁栄したという。しかし15世紀に入ると、その水路は泥がたまって浅くなり、商船が入りできなくなってしまう、そのためこの街は都市とし

ての機能までを喪失。中世の景観をそっくりとどめたまま、現在に至ったのだという。

遊覧船に乗って、また街を歩いて、中世にタイムトリップした気分で大変な充実感を味わえた。

これからバーチャルリアリティ（VR）というものが発展してくる。これは例えば、ゴーグルをつければ見える映像に、昔の街並みが再現されるというもの。まだ自分は未体験だが、このベルギー旅行でもナポレオンが敗退したワテルローというところで、VRで戦場の様子を視聴できるスポットがあった。日本でも奈良の飛鳥地方で同様のものがあるという。

昨年末から、当然ながらほとんど昔の姿をとどめていない東海道五十三次の歩きを始めた。いざVRで昔の街並みを見ながら歩けることを期待しつつ、今はひたすら昔の姿を想像しながら…。

### 表紙の写真



「梅の花咲く湯島天満宮」  
(東京都文京区)

湯島天満宮は、江戸時代より「梅の名所」として多くの庶民に親しまれてきました。2月8日から3月8日の期間で開催されている梅まつりは今年で61回を迎え、初春の東京年中行事として定着しています。また、学問の神様・菅原道真を祀るこの神社は、別名湯島天神としても広く知られています。写真にも学業成就、合格祈願に訪れた人々の絵馬が多くかけられています。

## 税理士事務所 CHANNEL 439号

発行 株式会社ミロク情報サービス  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1  
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会  
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

### CHANNELのロゴのコンセプト

「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。



それは、ビジネスオーナーのために特別に設計されたカード。



## SAISON PLATINUM BUSINESS AMERICAN EXPRESS® CARD

- 1 ビジネスユースにも対応できるゆとりのご利用枠。
- 2 ビジネスに欠かせないサービスを、法人レートのご優待価格で。
- 3 「永久不減ポイント」や「JALのマイル」が貯まり、経費削減にもお役立ていただけます。
- 4 出張手配や会食設定に。24時間対応コールセンター。
- 5 社員様用の追加カードで、経費処理業務を削減。

○年会費20,000円(税抜)  
年間ショッピング200万円(税込)以上のご利用で、翌年度10,000円(税抜)とさせていただきます。

SAISON  
CARD  
INTERNATIONAL

[www.saisoncard.co.jp/amexptb](http://www.saisoncard.co.jp/amexptb)

